

工業用水道事業における 官民連携の推進について

**経済産業省
地域産業基盤整備課**

- PPP/PFIの推進に向け、PFI推進会議※において「PPP/PFI推進アクションプラン」を策定。
※PFI法に基づき2011（平成23）年に設置（会長：内閣総理大臣、メンバー：全国務大臣）。
PPP/PFI推進に向けた基本方針やアクションプランを策定。
- アクションプラン（令和5年改定版）では、水分野における新たな民間活用方式として、**ウォーターPPP（コンセッション方式と管理・更新一体マネジメント方式）を定義**。工業用水道分野においては、**ウォーターPPPをはじめとする多様なPPP/PFIについて**、2026（令和8）年度までの目標（3件）に加え、**2031（令和13）年度までに25件の具体化を目指すことが新たに求められた**。

PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版：2023（令和5）年6月2日決定）～抜粋～

【工業用水道分野における取組】

公共施設等運営事業及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式（両者を総称して「ウォーターPPP」という。）をはじめとする多様なPPP/PFIを活用し、民間の創意工夫による良質なサービスの提供、収入の増加や経費の縮減による財政負担の軽減を図るため、2026（令和8）年度までに3件の具体化を目標とする。さらに、2031（令和13）年度までに25件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む。

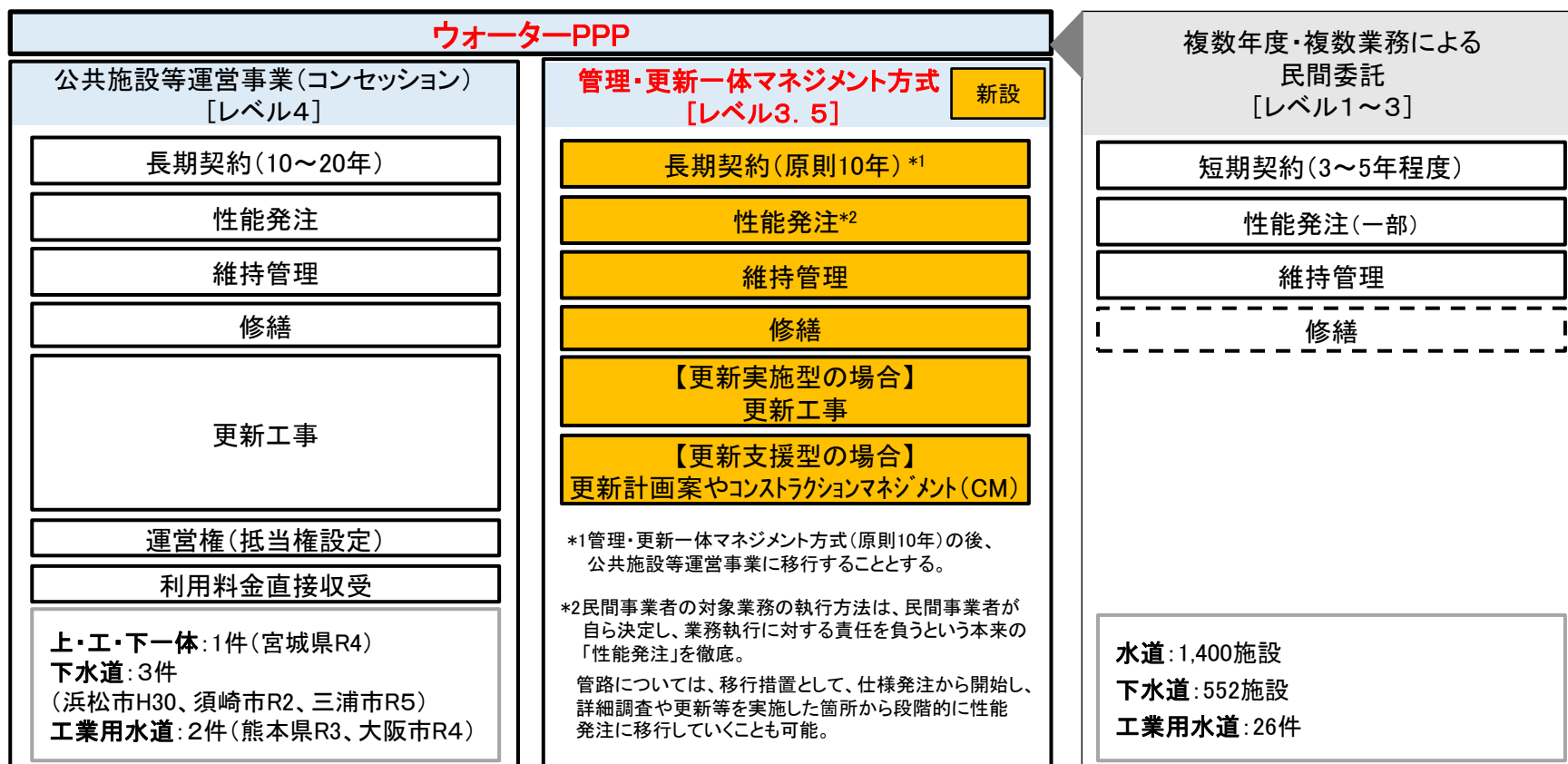
【具体的施策】

- **工業用水道施設の整備等に係る国費支援に関して、ウォーターPPP導入を要件化することについて検討し、令和5年度中に結論を得る。**
- 地方公共団体における**ウォーターPPPをはじめとする多様なPPP/PFIの導入検討費用を支援**する。
- ウォーターPPPの導入検討の促進に資するよう、「工業用水道事業におけるPPP/PFI導入の手引書」を改訂し、地方公共団体等に周知する。
- 先行事業において、円滑な事業運営を行えるよう、情報提供や助言等により継続的な支援を行うとともに、意見交換を通じて得られる運営上の課題や導入効果を検証する。
- 先行事業の事例、上記の手引書、令和4年度に策定した公共施設等運営事業の契約書及び要求水準書のひな形により、ウォーターPPPの導入検討について、トップセールス等の働きかけを実施する。
- 全国各地で官民連携推進協議会や地域懇談会等を活用し、上記の検証結果及びウォーターPPPについて情報提供を行い、ウォーターPPP等の導入検討を促進するための啓発活動を実施する。
- デジタル技術を用いて、広域化と民間活用を一体的に推進する事業モデルについて周知し、地方公共団体等における導入検討を促進する。

- PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改正版）では、上工下水道分野において、**公共施設等運営事業への移行を目指した官民連携の裾野拡大**に向け、公共施設等運営事業に準ずる効果が期待できる官民連携方式として「**管理・更新一体マネジメント方式**」を新たに区分
- PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間（2022年度～2031年度）において、**公共施設等運営事業と管理・更新一体マネジメント方式を併せた「ウォーターPPP」の導入拡大を図る。**

[管理・更新一体マネジメント方式の要件]

①長期契約（原則10年）、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェア



- 第14回 産業構造審議会 地域経済産業分科会 工業用水道政策小委員会（6/28開催）において、以下の方向性について同意が得られたところ。 ※詳細設計については、検討中。
- **一定の事業規模（料金収入10億円以上等）を超える事業については、ウォーターPPPの導入を補助金採択の要件とする**（事業者の準備期間を考慮し、2028（令和10）年度予算より適用）。
- ただし、既存のPPP/PFIの契約期間中である事業、施設を再編中の事業、ウォーターPPPの導入可能性調査を実施したものの、民間企業の参入意向が確認できなかった事業は対象外とする。

工業用水道事業費補助金※におけるウォーターPPP導入の要件化

※ 災害復旧事業は除く

対象事業

- 民間企業が事業を運営することを考慮し、事業規模として、料金収入10億円以上（料金収入10億円～15億円未満の事業は経常収益3.5億円以上）の工業用水道事業

要件化の内容

- 補助金採択にあたり、ウォーターPPPの導入決定を要件とする。
- ウォーターPPPの導入を決定するまでに必要な準備期間（導入可能性調査に要する期間等）を考慮し、2028（令和10）年度予算から適用する。
- ただし、以下の工業用水道事業は直ちに適用しない。
 - ① 既存のPPP/PFIの契約期間中の事業
2023（令和5）年度以前に締結した契約が完了する年度以降に適用
 - ② 施設の統廃合など再編に取り組む事業
再編の完了以降に適用
- 導入可能性調査の結果、複数の民間企業の参入意向が確認できなかった場合は適用しない。

- 工業用水道事業費補助金の対象範囲を見直し、令和5年度予算からデジタル技術等を用いた広域化等や民間活用の導入を目指す事業の費用の一部を支援。
- 補助率は、補助対象費の30%を上限とするもの。

工業用水道事業費

地域経済産業グループ
地域産業基盤整備課

令和5年度予算額 **20 億円** (20 億円)

事業の内容

事業目的

工業用水道事業は、工業用水の豊富・低廉な供給により工業の健全な発達を支える重要なインフラです。近年、サプライチェーンの強靱化に向けた国内立地の需要も高まる中、激甚化する災害等により、大規模な漏水事故等が急増しています。

こうした、激甚化する災害に備え、工業用水道施設の強靱化（耐震化・浸水対策・停電対策）を図るとともに、デジタル技術等、広域化等、民間活用による施設の合理化や経営の最適化を促すことで、豊富で低廉な工業用水の安定的な供給を実現することを目的とします。

事業概要

激甚化する災害に備え、工業用水道施設の強靱化を促すため、工業用水道事業者が実施する耐震化・浸水対策・停電対策等の事業の費用の一部を支援します。

また、施設の合理化や事業の経営最適化を促すことで、施設の強靱化の更なる加速化を実現するため、デジタル技術等を用いた広域化等や民間活用の導入を目指す事業の費用の一部を支援します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



施設の強靱化の例

耐震化



例：管路の耐震補強

浸水対策



例：施設のかさ上げ

停電対策



例：自家発電機の整備

成果目標

更新・耐震化等の取組を進める工業用水道事業者を増やすことで、基幹管路の耐震化適合率を令和7年度までに60%以上を目指します。

令和4年度調査により具体化した、デジタル技術等、広域化等、民間活用の一体的な推進に向けた事業モデルについて、令和7年度までに3件程度の導入事例創出を目指します。

- **アクションプラン（令和5年改定版）の目標達成に向けて、事業規模や施設の老朽化の程度など、各事業の状況を踏まえた働きかけ等を実施していく。**

- ・ 規模の大きい事業については、補助金採択に当たりウォーターPPPの導入を要件化
- ・ 施設の老朽化が進んでいる事業や既に包括委託等を実施している事業など、民間活用の可能性が高いと見込まれる事業については、事業者への個別訪問等を重点的に行い、ウォーターPPPの導入を促進

事業規模（10億円以上）
22事業

工業用水道事業費補助金制度を見直し、
ウォーターPPP導入を補助金採択の要件化
（2028（令和10）年度補助金から適用）



施設の老朽化が進行
25事業※

※ 給水開始から60年が経過し、管路の50%以上が法定耐用年数（40年）を超えている事業（2026年度時点）。なお、25事業のうち5事業は、事業規模が10億円以上。

既に包括委託等による
民間活用を実施
15事業

事業者への個別訪問等を重点的に実施
直接・繰り返してウォーターPPPの導入を働きかけ
2022（令和4）年度から先行的に実施
2023（令和5）年度中に35事業の働きかけを完了予定



すべての事業を対象とする促進に向けた環境整備

工業用水道事業費補助金によるPPP/PFIの導入検討費用の支援（2023（令和5）年度開始）

PPP/PFI導入の手引書（2021（令和3）年8月策定）
ウォーターPPP方式を反映した改定を予定

コンセッション方式の契約書及び要求水準書のひな形の提供（2022（令和4）年度実施済）

全国6ブロックで開催する「地域懇談会」におけるウォーターPPP導入の働きかけ

デジタル技術を活用した広域化・民間活用一体モデルの普及促進

○工業用水道事業におけるPPP／PFI導入の手引書（本編）

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/pfi_tebikisho_202211.pdf

○別添「工業用水道事業におけるPPP／PFI手法および事例」（事例集）

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/pfi_tebikisho_202212_betten.pdf

○付属資料：その1「検討ツールの解説書」

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/pfi_tebikisho_20210831_f1.pdf

○付属資料：その2「プロセス&チェックリスト」

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/pfi_tebikisho_20210831_f2.pdf

○付属資料：その3「関係者説明資料①」

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/pfi_tebikisho_20210831_f3.pdf

○付属資料：その4「関係者説明資料②」

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/pfi_tebikisho_20210831_f4.pdf

【問合せ先】

地域経済産業グループ 地域産業基盤整備課

電話：03-3501-1677

メール：bzl-kogyo-yosui@meti.go.jp